

第 1 2 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年11月 2 日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋臨海高速鉄道株式会社（以下「本件会社」という。）の経営再建に係る債権者会議の開催通知書及び決議事項について分かるものの公開請求を行った。
- 2 同月 9 日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
 - (1) 事業再生計画案決議のための債権者会議の開催通知
 - (2) 本件会社事業再生計画（案）及び別紙（以下「本件別紙」という。）
 - (3) 本件会社の特定認証紛争解決（事業再生ADR）手続終了の通知書
 - (4) 本件会社の事業再生計画案にかかる同意書
- 3 同月22日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書のうち、事業再生計画案決議のための債権者会議の開催通知を除いた文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同年12月16日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
 - (1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当
公開請求のあった文書のうち、本件会社事業再生計画（案）及び別紙の一部に含まれる情報、債権者会議の開催通知及び特定認証紛争解決手続終了の通知書における法人の代表者の印影（以下「本件非公開情報」という。）については、法人の内部管理に関する情報であって、公開することによって当該法人に不利益を与えると認められるため。
 - (2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当
経営者の略歴は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。

- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次の理由及び平成23年1月7日に公開を実施することを異議申立人に通知した。
- (1) 本件会社の事業再生計画は特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR」という。）によるものではあるが、多額の公的支援に基づく今回の手続においては、できる限りの情報を公開するべきと考える。
- (2) 事業再生計画及び本件別紙の要旨は、すでに名古屋市議会資料等として公開しており、同計画等のうち公開済みの情報については、非公開とする利益が認めがたいため。
- 6 平成22年12月27日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。
- 7 平成23年1月13日、実施機関は、本件処分の執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事業再生ADRは非公開であるので、事業再生ADRの対象債権者は本手続に関して知り得た情報は原則として他の第三者に開示・漏えいしてはならない。手続の非公開と関係者の守秘義務は事業再生ADRにとって不可欠の要素である。
- (2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「法」という。）第5条によれば、第2号イにより、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは開示対象外とされている。事業再生ADRに関する文書等には申請者である債務者のみならず、他の債権者、その株主、取引先等の利害関係人が多数存在する。再生計画の目次には、経営悪化の原因、大株主の責任、経営者の責任等訴訟に利用される項目も多く存在し、事業再生ADRを申請したという事実が開示されただけでも、経営が苦しい、財務内容が悪いという評価に直結するものであるり、法第5条第2号イに該当する。

- (3) 第三セクターに関する場合は、政治目的又は不当な目的等に利用される可能性があり、その結果、債権者が予測しない事態に巻き込まれる危険性があり、事業再生ADR制度の利用を回避される可能性がある。情報公開制度の濫用を防止するためにも、公開請求の目的等の開示は必要である。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 事業再生ADRの非公開性について、異議申立人において内規として詳細な秘密保持規定を設定していることは承知しているが、この規定自体は、条例第7条第1項第7号に規定する「法令、他の条例若しくは議会の会議規則」又は「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示」のいずれにも該当しない。
- 2 異議申立人は本件行政文書が法第5条に該当すると主張しているが、本市においては条例に基づいて判断を行うので、法第5条と同趣旨である条例第7条第1項第2号に該当するという主張の趣旨と解する。本市が主導となって事業を進めてきた第三セクターに関する文書であること、本件会社に対して多額の税金投入に至った事情、市民への説明責任、既に本市あるいは本件会社自身において事業再生ADR利用や再生計画の要旨を公表している事実等を考慮すれば、本件処分において関係する法人等に明らかに不利益を与えるとは認められない。
- 3 請求者の氏名等について、そもそも条例自体が市民の知る権利を最大限尊重するという趣旨や市民への説明責任を十分に果たすという趣旨から定められており、この点から何人も文書の公開を請求でき（条例第5条）、請求の目的は請求書の記載事項とされていない（条例第6条）。したがって、請求者の氏名等が不明であるという理由で本件行政文書を非公開とすることはできないと考える。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、条例第7条第1項第2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判

断する。

3 条例第7条第1項第2号該当性

(1) 当審査会は、本件行政文書のうち、本件非公開情報を除いた部分（以下「本件公開情報」という。）が条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(2) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件行政文書は、事業再生ADRによる和解に関する文書である。したがって、本件行政文書は、法人の事業活動上の情報であることは明らかである。

(4) 次に、本件公開情報を公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件公開情報の内容は、名古屋市議会に資料として提出されている情報と同様の部分を公開していることから、既に誰でも閲覧することができるものになっているため、本件公開情報を公開しても、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

イ また、異議申立人は、第三セクターに関する場合は、政治目的又は不当な目的等に利用される可能性があり、事業再生ADR制度の利用を回避する可能性がある」と主張している。しかし、本件会社は名古屋市が株式の大半を所有する第三セクターであり、再建に多額の税金を投入する事情からすれば、他の案件や、私的整理制度一般の利用に対して、異議申立人が主張するような影響を及ぼすとは認められない。

(5) したがって、本件公開情報は条例第7条第1項第2号に該当するとは認められない。

なお、異議申立人は、公開請求の目的等の開示は必要である旨を主張しているが、条例第6条は、公開請求の目的を要求していないので、審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

4 また、本件行政文書は、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非公開とした部分を除いて、非公開情報を定める条例第7条第1項第1号、第3号から第7号までの規定のいずれにも該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 1月 5日	諮問書の受理
1月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月23日	実施機関の弁明意見書を受理
3月 1日	異議申立人及び参加人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
4月11日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
6月15日 (第126回審査会)	調査審議 異議申立人及び実施機関の意見を聴取
8月10日 (第128回審査会)	調査審議
10月12日 (第130回審査会)	調査審議
12月 2日	答申